

議案第 28 号

募集定員に関する規則の一部改正について

1 提案理由

平成31年度における第1学年募集定員の決定により、石川県立特別支援学校規則の募集幼児・生徒数を変更する必要があるため

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条

3 改正案

8～12頁のとおり

4 施行年月日

公布の日

○石川県立特別支援学校規則（昭和40年石川県教育委員会規則第10号）新旧対照表

改 正 案							現 行						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
学 校 名	対象障害種	部	科	学科	修業年限	募集幼児・生徒数	学 校 名	対象障害種	部	科	学科	修業年限	募集幼児・生徒数
石川県立盲学校	視覚障害	小学部			6年	—人	石川県立盲学校	視覚障害	小学部			6年	—人
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11			高等部	普通科		3	11
			保健医療科		3	8				保健医療科		3	8
			専攻科	保健医療科		3				若干名	専攻科	保健医療科	
理療科		3		若干名	理療科		3	若干名					
石川県立ろう学校	聴覚障害	幼稚部			3	12	石川県立ろう学校	聴覚障害	幼稚部			3	9
		小学部			6	—			小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11			高等部	普通科		3	11
			専攻科	情報デザイン科		2				若干名	専攻科	情報デザイン科	
石川県立明和特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—	石川県立明和特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11			高等部	普通科		3	11
	知的障害	小学部			6	—		知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	68			高等部	普通科		3	71
		小学部			6	—			小学部			6	—
石川県立いしかわ特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—	石川県立いしかわ特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	20			高等部	普通科		3	29
	知的障害	小学部			6	—		知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
高等部	普通科		3	51	高等部	普通科		3	62				
石川県立小松瀬領特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—	石川県立小松瀬領特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11			高等部	普通科		3	14
石川県立錦城特別支援学校	知的障害	小学部			6	—	石川県立錦城特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	25			高等部	普通科		3	25
石川県立小松特別支援学校	知的障害	小学部			6	—	石川県立小松特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	41			高等部	普通科		3	30
石川県立七尾特別支援学校	知的障害	小学部			6	—	石川県立七尾特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	33			高等部	普通科		3	25
石川県立七尾特別支援学校 輪島分校	知的障害	小学部			6	—	石川県立七尾特別支援学校 輪島分校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11			高等部	普通科		3	11
石川県立七尾特別支援学校 珠洲分校	知的障害	小学部			6	—	石川県立七尾特別支援学校 珠洲分校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11			高等部	普通科		3	11
石川県立医王特別支援学校	病 弱	小学部			6	—	石川県立医王特別支援学校	病 弱	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—
		高等部	普通科		3	14			高等部	普通科		3	17
石川県立医王特別支援学校 小松みどり分校	病 弱	小学部			6	—	石川県立医王特別支援学校 小松みどり分校	病 弱	小学部			6	—
		中学部			3	—			中学部			3	—

石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則（案）

（石川県立特別支援学校規則の一部改正）

第一条 石川県立特別支援学校規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

学 校 名	対象障害種	部	科	学科	修業年限	募集幼児・生徒数
石川県立盲学校	視覚障害	小学部			6年	—人
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
			保健理療科		3	8
			専攻科	保健理療科	3	若干名
理療科	3	若干名				
石川県立ろう学校	聴覚障害	幼稚部			3	12
		小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
			専攻科	情報デザイン科	2	若干名
石川県立明和特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	68
石川県立いしかわ 特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	20
	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	51
石川県立小松瀬領特別支援学校	肢体不自由	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
石川県立錦城特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	25
石川県立小松特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	41
石川県立七尾特別支援学校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	33
石川県立七尾特別支援学校 輪島分校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
石川県立七尾特別支援学校 珠洲分校	知的障害	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	11
石川県立医王特別支援学校	病 弱	小学部			6	—
		中学部			3	—
		高等部	普通科		3	14
石川県立医王特別支援学校 小松みどり分校	病 弱	小学部			6	—
		中学部			3	—

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県立特別支援学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年 月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会